**◎新潟県告示第881号**

建築士法（昭和25年法律第202号）第９条第１項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消した。

令和８年11月13日

新潟県知事　　花　角　　英　世

| 免許の取消しをした年月日 | 免許の取消しをした建築士の氏名 | 登録番号 | 免許の取消しの理由 |
|---|---|---|---|
| 令和８年８月21日 | 樋口　明弘 | 第11028号 | 死亡 |